

保健情報システム運用管理要綱

26川健企第 345号

平成26年10月 9 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、保健情報システムの運用管理について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健情報システム (以下「本システム」という。) 昭和61年度に導入された、川崎市における保健情報の管理を支援するシステムをいう。
- (2) 利用者 本システムを利用する者をいう。
- (3) 利用課 情報系ネットワーク接続パーソナルコンピュータ及び周辺機器の運用管理要綱第2条第1号に定める設置課のうち、利用者が所属する組織をいう。

(保健情報システム総括者)

第3条 本システムの運用管理を行うため、保健情報システム総括者 (以下「システム総括者」という。) を置き、健康福祉局総務部長をもって充てる。

2 システム総括者は、次の業務を行う。

- (1) 本システムの機器構成管理に関すること。
- (2) 本システムの機器障害対応に関すること。

3 システム総括者は前項の業務を実施するに当たり、保健情報システムアプリケーション管理責任者及び保健情報システム利用責任者を指揮監督する。

(保健情報システム管理者)

第4条 保健情報システム管理者 (以下「システム管理者」という。) は、

システム総括者を代理する。

- 2 システム管理者は、健康福祉局総務部企画課福祉総合情報システム担当課長をもって充てる。

(保健情報システムアプリケーション管理責任者)

第5条 本システムで取り扱うアプリケーション資産について、次のとおり保健情報システムアプリケーション管理責任者（以下「アプリケーション管理責任者」という。）を設置する。

| 種別 | アプリケーション管理責任者 |
|--|----------------------------|
| 小規模受水槽台帳業務に関する資産 環境衛生台帳業務に関する資産 畜犬登録管理業務に関する資産 | 健康福祉局健康安全部生活衛生課長 |
| 食品衛生台帳業務に関する資産 | 健康福祉局健康安全部健康危機管理担当食品安全担当課長 |
| 医事台帳業務に関する資産 | 健康福祉局健康安全部医事・薬事課長 |

- 2 アプリケーション管理責任者は、次の業務を行う。

- (1) アプリケーション資産の管理に関すること。
- (2) アプリケーションの保守・運用管理に関すること。
- (3) アプリケーション障害対応に関すること。

- 3 アプリケーション管理責任者は、前項の業務を実施するに当たっては、システム総括者が定める手順に従うこととする。

(保健情報システム利用責任者)

第6条 本システムの利用課には、本システムの利用に関する責任者として保健情報システム利用責任者（以下「利用責任者」という。）を置く。

- 2 利用責任者は、原則として利用課の長をもって充てる。
- 3 利用責任者は、本システムを利用する職員を指揮監督する。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本システムの運用管理について必要な

事項はシステム総括者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。